

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 412

2021年 6 月号 JUNE



今月のお知らせ

今年度の住民税の特別徴収がはじまります

- ✎ 令和3年度の主な税制改正 その他
- ✎ 労働保険・社会保険・源泉所得税などの事務手続き
- ✎ はしやすめ ・父の日
- ✎ 税務まめ辞典 ・従業員に対する食事代



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

令和3年度の主な税制改正 その他

セルフメディケーション税制の改正 5年間延長



セルフメディケーション税制とは、健康診断などを受けている人が、特定成分を含む市販薬（上記見出しのマークがあるスイッチOTC医薬品）の購入額が年間12,000円を超えた場合、その超える部分の金額に対し、88,000円を限度に所得控除を受けられる制度で、令和8年分まで延長されました。

また、これまで確定申告の際に健康診断や予防接種を受けた“証明”を添付する必要がありましたが、不要となりました。（ただし、確定申告期限から5年間は税務署から求めがあれば提示が必要）

これまでどおり従来の医療費控除と重複して受けることはできません。

確定拠出年金制度の改正

確定拠出年金には、事業主が掛金を納め（拠出という）、従業員それぞれが加入者として自分の責任で資産運用を指示する「企業型DC」と、個人が自ら掛金を納め、資産運用も自分で指示する個人型の「iDeCo（イデコ）」があります。

企業型DCであれば掛金が事業主の必要経費として損金計上、iDeCoであれば掛金が加入者の所得控除となります。

◎ 2022年5月から加入可能年齢を引き上げ

企業型DC…65歳未満 → 70歳未満へ

iDeCo…60歳未満 → 65歳未満へ

◎ 2022年4月から受給開始時期の上限が60歳から75歳までの間に自由に選択できるようになります。

不動産の登記にかかる登録免許税の軽減措置を延長

◎ 土地の売買による所有権の移転登記等の税率 原則 2.0% → 1.5% (R5.3.31まで)

◎ 住宅用家屋の所有権の保存登記の税率 原則 0.4% → 0.15% (R4.3.31まで)

◎ 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率 原則 2.0% → 0.3% (R4.3.31まで)

不動産取得税の特例措置を3年間延長（令和6年3月31日まで）

◎ 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率 原則 4.0% → 3.0%

※店舗・事務所等の住宅以外の家屋は軽減無し

◎ 宅地等の取得については不動産取得税の課税標準額を固定資産税評価額の1/2とする

ふるさと納税の申告手続きが簡素化されます

寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告書に「寄附ごとの受領書」の添付が必要とされていますが、令和3年分の確定申告から、ふるさと納税に限って特定事業者（「ふるなび」・「さとふる」など）が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」に代えることができます。

これまで寄附した日付ごとに寄附先の地方公共団体から受領書が発行され、照合や管理が大変でしたが、ふるさと納税の特定事業者ごとに一覧表形式で証明書が発行されるようになります。

特定事業者からの証明書については、郵送やポータルサイトからのダウンロードが予定されていますが、詳しくは特定事業者へお尋ねください。

労働保険・社会保険・源泉所得税などの事務手続き

労働保険の年度更新 申告と納付 6月1日（火）から7月12日（月）まで

労働保険料の令和2年度精算・令和3年度概算保険料は、7月12日までが申告及び納付の期限となります。概算保険料総額が40万円以上（労災保険または雇用保険のみ加入は20万円以上）の場合や労働保険事務組合に手続きを委託している場合、保険料を3回で納めることができます。

その場合、第2期は11月1日、第3期は翌年1月31日が期限となります。（事務組合に加入する事業所は、事務組合が指定した日）

なお、口座振替を利用している場合、第1期が9月6日、第2期は11月15日、第3期は翌年2月14日となります。口座振替を利用したい場合は、労働局や労働基準監督署の窓口、または厚生労働省のホームページから申込書入手し、口座引落を希望する金融機関の窓口へ提出してください。（ただし第1期の口座振替はすでに締め切られています）

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合は、納期限の6か月以内に猶予の申請をすることにより分割して納付することも可能です。（猶予期間中の延滞金が免除）

令和2年4月1日より65歳以上の労働者の雇用保険免除が廃止され、算定対象となっています。

なお、今年度は労災保険料率・雇用保険料率・一般拠出金率の変更はありません。

社会保険の算定基礎届の提出 7月12日（月）まで

社会保険の算定基礎届は、7月1日現在で在籍している全ての被保険者に対し4～6月に支払った賃金を基に年1回の標準報酬月額を決定する更新手続きです。

新しい標準報酬月額は、9月分保険料から1年間（月額変更に該当する場合を除き）適用されます。ただし、以下の①～④のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

①6月1日以降に資格取得した方、②6月30日以前に退職した方、③7月改定の月額変更届を提出する方、④8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

※上記③及び④の方については、算定基礎届の報酬月額欄を記入せず、空欄とした上で、備考欄の「3.月額変更予定」に○を付してご提出ください。

③及び④の被保険者については、随時改定の要件に該当した場合は被保険者報酬月額変更届を、随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は算定基礎届を提出してください。

源泉税納期の特例者の納付 7月12日（月）まで

給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、届出により半年分毎にまとめて納めることができる特例です。期限は原則7月10日と翌年1月20日までの年2回の納付です。1日でも遅れて納付すると不納付加算税が課せられる場合があります。

住民税の新年度分特別徴収が開始 7月12日（月）以後毎月10日が納期限

令和3年度住民税の特別徴収が開始されています。

各市町村から郵送されてきた特別徴収関係書類を確認し、すでに退職した方の氏名が記載されている場合は速やかに変更の届出を提出しておきましょう。その後の納付額の変更にもご注意ください。

はしやすめ

父の日



毎年6月の第3日曜日は父の日です。母の日と比べるとどうしても印象が薄く、悲しいことに忘れている人も多いとか。

父の日の由来は、アメリカのソノラ・スマート・ドットという女性の嘆願が起源とされています。ソノラの父親は軍人で、南北戦争から戻って間もなく妻を亡くし、再婚することなく男手ひとつで6人の子どもたちを育て上げ、全員が成人した後亡くなったそうです。

6人兄弟の末っ子だったソノラは、母の日があることを知り、父の偉業を称えようと牧師教会へ「父親にも感謝する日を作ってほしい」と嘆願し、1910年6月19日に、初めて父の日の式典が開催されました。

しかし、父の日はなかなか定着せず、1972年ようやく国の記念日として制定されました。日本に父の日が導入されたのは1950年頃でしたが、こちらもなかなか定着せず、現在のように一般的に浸透するようになったのは1981年に「日本ファーザーズ・デイ委員会」が設立されてからです。

母の日はカーネーションを送るのが定番となっていますが、父の日は黄色のバラが一般的とされています。これは日本ファーザーズ・デイ委員会が開催する「父の日黄色いリボンキャンペーン」が影響しているようです。黄色は幸福や喜びの象徴で、「愛する人の無事を願う」という意味が込められているそうです。

今年の父の日は6月20日です。日々、汗水流して黙々と働き、家族を支えてくれるお父さんに日頃の感謝を伝えましょう！

税務まめ辞典

従業員に対する食事代

従業員に対する食事といってもそのシチュエーションは様々です。勤務時間内に支給する食事、残業時に支給する食事、出張先での食事、あるいは忘年会や新年会での食事などが思い当たります。

勤務時間内に従業員に食事を支給する場合（例えば飲食店の“まかない”など）は次の2つの要件を満たせば給与とならず福利厚生費として損金計上することができます。

- ・従業員が食事の価額の半額以上を負担する
- ・会社の負担額が税抜で月額3千5百円以下

一方、勤務時間外の残業食事は、弁当などを“現物支給”する場合や残業をした者が自ら食事を購入し、後から“実費精算”した場合の現金支給については給与課税をする必要はありません。

また、深夜勤務（午後10時から翌午前5時まで）の労働者に対し、1回あたり税抜3百円以下の食費の補助として支給する金銭については“渡し切り”であっても給与課税の必要はありません。

最近ではコロナウイルスの影響により在宅勤務をするケースもありますが、在宅勤務での残業食時代についても同様の取り扱いとなります。

出張時の食時代については、「出張旅費規程」を作成し、出張先や会社における地位などにより基準を明確にすることで“旅費日当”として支給することができます。

その他には、会社の忘年会や新年会、創立記念などで宴席を設けることができます。その際の費用も一般的な金額であれば福利厚生費として計上することができます。

基本的に現物支給については要件を満たせば給与課税の心配はありません。一律に現金を支給する場合や特定の従業員のみに支給するような場合はその者に対する給与となり、それが役員であれば賞与扱いとなり損金に計上できませんので注意が必要です。